平成２４年（フ）第４３５号
滋賀県野洲市小篠原1092番地１　辻井マンション207号
債務者　古橋　香利（旧姓寺岡）
１　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４１号
大津市皇子が丘３丁目１番６―1405号、前住所大津市横木１丁目15番12号
債務者　阿部　由佳
１　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
京都府宇治市神明宮北２番地の23
債務者　赤穂　宣子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
京都市山科区御陵三蔵町２番地５
債務者　岡部美智子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島３棟103号
債務者　北井悠香里
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１３号
京都市北区紫野西土居町１番地52
債務者　堀部　寿典
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９２号
京都市左京区一乗寺高槻町15番地　三洋ハイツ101
債務者　鍋島　　勝
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
鳥取県米子市東福原４丁目６番７号
債務者　舩原扶美子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１００７号
広島市西区南観音１丁目11番20―301号
債務者　平本めぐみ
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
広島県竹原市忠海中町１丁目６番５号
債務者　池田のり子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３５号
広島県呉市仁方皆実町４番34号
債務者　増田　純一
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４０号
広島県呉市中央３丁目８番10―504号
債務者　水口　忠弘
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４４号
広島県呉市広小坪１丁目65番10―401号
債務者　向山　和秀
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４５号
広島県呉市吉浦池ノ浦町３番６号
債務者　森原　準貴
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１８９号
徳島市応神町東貞方字北野32番地の１
債務者　井内　　誠
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３１号
徳島県板野郡北島町中村字本須82番地　１―308号、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地60
債務者　神谷　　圭
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４８号
徳島市南二軒屋町３丁目５番14号
債務者　板東　正二
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９９号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目９番23―203号
債務者　古賀　　誠
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部